

【重要】在留資格について注意すべきこと

外国人留学生のみなさんにとって、適切な在留資格を保持することは非常に重要なことです。不法行為や手続きを怠ったことで在留資格を失った場合は、日本に滞在することができないため、結果的に退学等、大学の籍を失うことにもつながります。

つまり、在留資格についての理解が不十分なため、うっかり違法なアルバイトをした結果、退学しなければならないケースもあるということです。

近年、在留資格が不許可となったり、強制帰国命令が出たりするケースが増えており、入国管理局での審査が厳格化されているとの情報もあります。

ここでは特に注意すべきケースを取り上げますので、このようなトラブルに陥らないよう、十分注意してください。

ケース 1 在留期間更新忘れ

留学生（在留資格「留学」を持つ学生）の在留期間は、卒業までの年数やこれまでの滞在歴などにより、入国管理局で個別に異なる期間が決定されます。

在留期間満了日を過ぎて日本に滞在していた場合は、たとえ1日であっても「不法残留」となり、強制退去となることもあります。在留期限を「忘れていた」、「錯覚していた」ということがないように十分に注意してください。

ケース 2 違法なアルバイト

留学生は、大学で教育を受けるという目的で「留学」の在留資格が付与されていますので、その目的以外の活動（アルバイト等）をする場合は、事前に「資格外活動」の申請をして許可を得る必要があります。

「資格外活動」の許可を受けずにアルバイトをすることは違法です。

資格外活動許可を受けると、1週間につき28時間以内、また法政大学の定めた長期休業期間中は1日8時間以内で、アルバイトが可能です。制限時間を超えたアルバイトをした場合は、本国送還・罰金・懲役などの処分の対象となるので、十分に注意してください。

また、風俗関連営業が含まれている営業所では、アルバイトはできません。スナック、ナイトクラブ、客の接待をして飲食させるバー・喫茶店などでは皿洗いや掃除をすることも禁止されています。違反した場合は国外退去強制処分を受けるケースもありますので、絶対にしないでください。

ケース 3 成績不良

在留期間更新等の手続きの際には、申請者が在留資格「留学」にふさわしい活動をしているかがチェックポイントとなります。つまり、留学生にもかかわらず出席状況や成績が極端に悪い場合は、「留学生としての活動を行っていない」とみなされ、在留資格が不交付となる場合があります。

取得単位が少ない、休学をしている、留年しているなどの場合は、次回の在留期間更新申請で理由書を求められたり、程度によっては更新が許可されない場合がありますのでご注意ください。

ケース 4 休学

「休学」は、その期間に大学に通わない、つまり留学生としての活動を行わないことになります。そのため、日本に滞在する理由がない、とみなされ、原則、速やかに帰国しなければなりません。また、出国する際に、空港で在留カードを返却する必要があります。もちろん、休学中のアルバイトは禁止されていますので、絶対にしないでください。

また、通常、休学をすると、在籍年数を満たさない、または、その年の取得単位が足りないため、翌年は留年となります（正確には個人によって異なりますので、各学部窓口で確認してください）。そのため、次回の在留期間更新申請で、なぜ休学をしたのかを説明する理由書を求められることがあります。理由書の内容や在籍状況、成績状況が著しく悪い場合は在留資格が不交付となる場合がありますのでご注意ください。

在留資格に関するトラブルは、事前にどのような点に気をつけるべきかを理解をしていれば、避けられるケースが多々あります。留学生活が続けられなくなる等、在留資格が不交付になった場合の影響は非常に大きいので、手続きは早めに確実に行うように心がけてください。また、わからない点がある場合も、早めにグローバル教育センターに相談をしてください。

なお、グローバル教育センターではみなさんの在留資格手続のサポートを行いますが、そのためには常にみなさんの最新の在留資格情報を把握している必要があります。更新や変更などの申請を行い結果がでたら、必ずオンラインシステムから新しい在留カードの写真を提出してください。